

第6章

予算制度改革からみる中央・地方関係

——分権化の進展——

本多 幸恵

はじめに

ベトナムの2003年後期国会では、2002年改正予算法に基づいた予算立案・執行が審議された。この国会で、政府は財政規律を強化する方針を表明した。政府は、中央（省庁・機関）予算と地方予算（省レベル）に関して、執行段階において、国会が承認した当該省庁・機関、地方予算への財政補充額を上回る補充はないことを明言し、とくに地方に関しては、「xin-cho (ask-give) 関係」から脱却して、自立的な地方財政に向うことを求めている。

本章では、1996年に制定された予算法とその後の改正過程を紹介し、ベトナムの予算制度における中央・地方関係の変化を明らかにして、財政制度面での地方分権化の課題を検討する。これは、近年、同国の行政改革においてとくに重視されるようになった「財政改革」の一部を検討するということでもある（行政改革の全体像については第5章第1節参照）。

ベトナムの「国家予算法」は1996年に制定された（1997年度予算から施行。以下1997年法と記す）。その後1998年に国家予算法の一部条項修正法（1999年度予算から施行。以下、1999年法と記す）が制定され、2002年にはそれまでの法律に替わり全体的に修正された国家予算法が制定され、2004年度予算から施行されている（以下、2004年法と記す）。本章第1節では、1999年法までの条

文に基づいて、中央予算、地方予算の予算案作成、執行、決算の各過程を紹介し、続いて1997年法と1999年法を比較しつつ、それぞれの財源、支出項目について紹介する。第2節では、ベトナム財政省が「公開している2000年度決算のデータ」（予算公開はまだきわめて限定的である）に基づいて、国家予算額に対する中央・地方の配分比率を計算するなどして、予算・決算段階での中央・地方関係の実態を考察する。第3節では、2004年法における中央予算と地方予算に関する主な改正点とその目的などを紹介する。本章の結論は、公開決算データからは、主な財源が中央予算に組み込まれ、地方の財源拡大が急速に進むかどうかは不透明であるが、1999年法、2004年法へと移行する過程で、財源配分において地方（地方省レベル）の主动性を高める制度変化が進行してきた、ということである。

なお、本章で使用している「予算制度」、「国家予算」という場合の「予算」という語は、ベトナムの“ngan sach”の概念に対応したものであり、日本語で意味するところの「予算」、「予算執行」、「決算」を含むものであることを予めお断りしておきたい⁽¹⁾。

第1節 国家予算法からみた予算制度

ベトナムの国家予算法は、1996年3月20日、第9期第9回国会において採択され、1997年度の予算から施行された⁽²⁾。その後、1998年5月20日、第10期第3回国会で国家予算法の一部条項修正法が採択され⁽³⁾（1999年度予算より施行）、さらに2002年12月16日、第11期第2回国会でそれまでの国家予算法を改正した国家予算法が採択され、2004年度予算から施行されることになっている⁽⁴⁾。本章執筆の段階では2004年法は施行されていないため、その主な改正点については第3節で述べることとし、第1節、第2節では1997年法と1999年法を資料として予算制度を紹介する。

1997年法は8章、82条から成っている。1999年法は1997年法の一部条項の

補足，修正であったため，法律全体としての構成は変わっていない。

予算制度の中心となる予算案作成，執行，決算に関しては国家予算法の第4章～第6章で述べられている。ここでは，これら三つの過程を条文に基づいて中央予算と地方予算の観点からまとめ，さらに予算を形成する中央予算，地方予算の各財源と支出任務をみていくこととする。

1. 予算案作成，執行，決算

(1) 予算案作成の過程

中央予算は各省，各中央機関などの予算よりなる。ここでは，国家予算についての国会，政府などの権限，義務が規定されている国家予算法第2章と，国家予算の作成について規定されている第4章第43条～第45条に基づいて中央予算，地方予算の大まかな予算案作成過程と各過程の期限を紹介する。

まず，中央予算については以下のとおりである。

- ① 首相が翌年の国家予算案の作成について決定，指示（6月15日まで）。
- ② 財政省から各中央省庁，各中央機関に対して予算案作成に関する通達（6月15日から7月末まで）。
- ③ 各中央省庁，各中央機関は予算案を作成後，財政省へ送付（8月15日まで）。
- ④ 財政省で中央予算案の取りまとめ，中央予算配分計画の作成→政府へ提出（8月末から10月末まで）。
- ⑤ 政府による中央予算の具体的配分計画の作成→国会常務委員会へ提出。
- ⑥ 国会常務委員会は⑤の計画を決定。
- ⑦ 政府は国会へ予算案とその配分計画を提出（11月初め）。
- ⑧ 国会は国家予算とその配分を決定（11月30日まで）。
- ⑨ 国家予算案配分を施行。国会常務委員会は中央予算配分を決定（12月1日から12月31日まで）。

なお，予算法では政府に提出された次年度の予算案は前年末国会会期開幕

の10日以上前に国会代表に提出されることになっている（第48条）。

次に、地方予算については以下のとおりである（カッコ内は中央予算と同様、各過程の期限である）。地方予算の区分に関しては、国家予算法の第3章各級予算の財源、支出任務の条文によると、省（Tinh）、県（Huyen）、町・村（Xa, Thi tran）、街区（Phuong）の四つに区分されている。

- ① 首相が翌年の国家予算の作成について決定、指示（6月15日まで）。
- ② 財政省から省、中央直轄都市の人民委員会に対し地方予算案作成に関する通達（6月15日から7月末まで）。
- ③ 各レベルの地方人民委員会は地方予算案を作成→地方人民評議会へ提出。
- ④ 地方人民評議会は地方予算案とその配分を決定。
- ⑤ 地方人民委員会は直接上級の国家行政機関、財政機関へ報告。
- ⑥ 財政省で国家予算案の取りまとめ、国家予算配分計画の作成→政府へ提出（8月末から10月末まで）。
- ⑦ 政府は国家予算案とその配分計画を国会に提出（11月初め）。
- ⑧ 国会は国家予算案とその配分を決定（11月30日まで）。
- ⑨ 各レベルの人民評議会は地方予算を配分（12月1日から12月31日まで）。

予算法では県級以下の地方政権の場合、上級人民委員会が下級人民評議会の予算決議の点検を行うことになっている。また、地方予算の配分が国会、上級人民評議会の決定と合致しない場合、政府首相、上級人民委員会委員長が下級人民評議会に対し、予算案の再調整を要請する権限をもっている（第53条）。このように下級から積み上げられた地方予算案と、先に述べた中央予算案を総合して国家予算案が作成される。

(2) 予算執行の過程

予算の執行は国家予算法第60条によると以下の順序で行われる。

- ① 予算を使用する各単位組織が支出計画を作成し、同級の財政機関、および折衝地の国庫に送付する。

- ② 財政機関は①の支出計画と予算上の根拠を審査し、四半期ごとに支出額配分を行い、その単位組織に執行の通知を出す。
- ③ 財政機関による予算上の根拠と支出額が通知された後、予算使用単位組織の長は支出認可の指示を出す。
- ④ 国庫は必要資料の合法性を確認のうえ、支給、清算を行う。

このように予算の執行においては国家予算法第60条第4項で「国家予算のあらゆる支出は……（中略）国庫より直接清算の原則に従って執行される」と規定している。国庫が重要な役割を果たしていることがうかがえるが、本章ではその詳細については割愛する。そのほか予算執行に関しては、予算年度の初めに、予算とその配分が権限ある機関の決定を得ていない場合に、遅らせることのできない支出に対して各級財政機関により経費の仮支給をすることができる（第56条）。また、予算執行の過程において収支に変化があった場合には以下のような規定がある（第62条第1項～第5項）。

- ① 予算案よりも収入が増えた、または支出を節約して生じた金額は支出超過の減少、債務返済もしくは財政予備資金の増額などに使用することができる。
- ② 収入が予算案よりも少なかった場合は、政府首相、人民委員会委員長はいくつかの支出を減らして調整することが許される。
- ③ 遅らせることのできない突然の支出に対して予備費でも対応できない場合は、政府首相、人民委員会委員長はその財源確保のために予算の支出項目を再編成しなければならない。
- ④ 各年度において、輸出税、輸入税、特別消費税（中央予算となるものに限る）が予算額より増収となった場合、政府は増収額から一定比率の額を省級予算に支給してインフラ建設投資に当たらせることを決定する。
- ⑤ 国家予算資金が不足した場合は財政予備資金を使用しなければならない。中央予算に限り財政予備資金だけでは対応できない場合、国家銀行が政府首相の決定により中央予算への暫定立替を行う。

ここで注目したいのは⑤の、国家予算資金が不足し財政予備資金では対応

できない場合、国家銀行からの暫定立替が行われる、という点である。いわゆる赤字国債のような公債発行の規定は国家予算法には見当たらない。中臣久は国家予算の収支均衡原則の観点から、「ベトナムでは過去に公債は発行されていたが、公債発行の道を残しておく予算の収支均衡維持に歯止めがからなくなる恐れがあるので、国家予算法では公債発行条項を排除したものと思われる」⁽⁵⁾と述べている。しかし、仏領期から今日までさまざまな公債が発行されており、1991年から1999年までの公債の発行額は年間国家歳入の平均70%に相当するという⁽⁶⁾。このように法律では公債発行の規定はないものの、公債は歳入において大きな役割を果たしている⁽⁷⁾。

(3) 決算の過程

国家予算法第65条～第70条によると決算は以下のように行われる。

① (中央予算の場合) 各省庁、中央機関が決算を作成→財政省による中央予算の決算の作成。

(地方予算の場合) 各級財政機関は同級機関の決算を調査検閲し、下級の決算を審査。→地方予算の決算を統合、作成。人民委員会に提出→人民評議会へ提出、人民評議会で決算承認→人民委員会が直接上級の国家行政機関、財政機関へ報告。

② 財政省は国家予算の決算の統合、作成を行い、政府へ提出。

③ 政府は国会へ決算を提出。

④ 国会は国家予算の決算を承認。

以上が決算の過程であるが、決算時に余剰資金がある場合、中央、省級予算においては財政予備資金と次年度予算に半額ずつ移されることになっており、財政予備資金が上限を満たしているときには次年度予算に移される。財政予備資金について規定のない県級以下のレベルにおける余剰資金は次年度予算に編入される(第66条)。また決算の際の数値は折衝地の国庫の確認を得なければならないことになっており(第67条第2項)、ここでも国庫の役割の重要性がうかがえる。最終的に決算は、政府が各地方の人民評議会で承認され

た地方予算の決算と中央省庁・中央機関の中央予算の決算を総合して国会へ提出し、そこで承認される。しかし、承認されない場合は、政府、あるいは人民委員会は国家監査機関と協力して、国会、人民評議会が要請する問題を明らかにし、決算を改めて提出しなければならない(第70条第2項)。国家監査機関とは政府に所属し、予算単位組織の会計数値、決算報告等を監査する機関である(第73条)。第73条で政府に所属する機関であると規定されているが、第74条第1項では独立した権限をもち、自らの監査結果について法に対する責任を負うと規定されている。さらには国家監査機関は政府に監査結果を報告する責任を負い、国会、国会常務委員会が監査を要請したときは、国家監査機関は監査を行い、結果を報告する責任を負っている(第74条第2項)。

2. 中央予算と地方予算からみた財源と支出

本項では、国家予算法第3章で規定されている中央予算と地方予算の財源、支出を項目ごとにみることにする。財源としては、100%中央予算の財源となるもの、100%地方予算の財源となるもの、中央と地方で配分するものの三つがあげられる。

中央予算と地方予算との間で配分する収入については、まず政府が中央と省級レベルの収入配分の比率を具体的に定める。そして政府が省級ごとに定めた比率に基づいて、省級人民委員会は下級の地方政権間で配分する収入の比率を具体的に定めるのである。その比率は3年から5年は安定させることとなっている(第39条)。

国家予算法の制定により地方レベルにおいては、100%地方予算の財源となる項目を規定したため各級政権に主动性が生み出された、財政管理・使用が明確になったなどの肯定的な意見がベトナム国内にはある⁽⁸⁾。その一方、各地方レベルの予算において財源となっている税金が財源として100%地方で確保できないものはその財源を拡大しようとしない、それゆえ税金徴収がうまく行われていないなどの否定的意見もあった⁽⁹⁾。

そのようななか、1998年5月20日、第10期第3回国会において1999年法が採択された。その目的のひとつは、予算管理において地方政権、とくに基礎レベル（社・町・村、街区）にこれまで以上に主動性をもたせることであり⁽¹⁰⁾、事実、修正箇所は主に中央予算と地方予算の財源に関する条項であった。章末に掲げた資料1は1997年法と1999年法の財源について各条項を比較したものである（ここでは第3節の内容との便宜上、2004年法との比較も加えた。新国家予算法の改正点については第3節で考察する）。

改正によって省以下の地方予算内で配分できる収入項目が増えている。たとえば改正前は、省と県レベル、社・町・村レベルで配分される収入までしか規定されていなかったが、改正により省と県レベル、社・町・村レベル、さらには街区レベルで配分する収入項目も追加されている。そのなかでも第30条4項(a)の農地使用税に関しては社・町・村、街区への配分比率を少なくとも20%とすることを規定するなど、地方のなかでも末端の予算レベルまでの財源確保を目指した改正であると考えられる。実際に、このような国家予算法による財源、支出任務の具体的な規定によって社・町・村、街区レベルの財源は拡大された、といわれている⁽¹¹⁾。しかし、この修正によりどの程度地方予算の収入が増加したのか、あるいはどのように主動的な支出を行うようになったのかは、町・村、街区レベルの予算データが公開されていないために本章では明らかにできなかった。

一方、支出項目に関しては、どの予算レベルにおいても大別して経常支出と開発投資支出に分けられる（資料2の支出一覧を参照）。中央予算と各級地方政権予算の支出には、突発的な支出の必要が生じたときのために支出総額の3%から5%を予備費として計上できる（第9条第1項）。さらに、中央予算と省級予算には財政予備資金を設けることができ、その資金の上限は政府が定め、首相が決定した特別な場合、または予算年度内に収入が集まらないうちに即時支払いの必要が生じた場合のみ使用することができる（第9条第2項）。また上級予算から下級予算への補充額については地域ごとの人口、自然条件などを考慮し確定され、その額は3年から5年は安定させることとなっ

ている（第40条）。

第2節 国家予算の実態

国家予算に関しては財政大臣2002年第13号決定⁽¹²⁾に基づいて、2000年度決算、2002年度予算案が公開されている。本章では2000年度決算の数値を使用して、国家予算全体、中央予算と地方予算という観点からベトナムにおける国家予算の実態について述べる。

1. 国家予算全体の検討

表1はベトナム財政省公開の国家予算収支バランス表、表2、表3はそれぞれ国家予算収入、支出である。

まず表1の収支バランスについてみると、Iの国家予算総収入90兆7490億ドンはその内訳項目の合計と合致する。しかし、国家予算総支出は合致しない。これは、予算公開に関する政府首相第225号決定に付随して制定された「各級国家予算、各予算案単位組織、各国営企業、人民からの拠出項目収入がある各基金に対する財政公開規則」⁽¹³⁾に以下のような規定があるためと考えられる。まず第3条第2項(a)において軍隊、党組織、国家予備資金の管理を課された単位組織の通常の活動から生じる支出入は内部で公開し、さらに第3条第2項(b)では、防衛、安全に対して独占的に使用される資産に関するデータ、国家防衛、安全に対する予算案、配分、決算に関するデータ、国家備蓄品の購入に対する支出と国家財政備蓄に関するデータは公開しないと規定している。そのため党組織に関する支出や軍事費関連のデータは公開されていないのである。しかし、IMFが公開している2000年国家予算支出のデータ⁽¹⁴⁾によると「その他利息以外の支出」に防衛支出も含んでいることから、その金額は18兆7000億ドン以内のものであり総支出の約17%以内であることが明

表1 2000年国家予算決算収支バランス表
国会決定
(財政大臣2002年第13号決定〈2002年2月7日〉に付随) (単位:10億ドン)

詳 細		2000年決算
I	国家予算総収入	90,749
1	国内収入 (石油収入は含まない)	46,233
2	石油収入	23,534
3	関税収入 ¹⁾	18,954
4	無償援助	2,028
II	国家予算総支出	108,961
1	発展投資支出	29,624
2	経済—社会事業発展支出	61,823
III	国家予算赤字	22,000
IV	国家予算赤字補填源	22,000
1	国内借入れ	15,370
2	国外借入れ	6,630

(注) 1) 予算バランスに委譲する収入のみを含む。

(出所) *Ngan Sach Nha Nuoc Quyét Toan Nam 2000 va Du Toan Nam 2002*, Nha xuất bản Tài chính, Hà Nội, 2002を基に筆者作成。

らかになった。

表2, 表3は国家予算総収入, 総支出の各項目別金額と, 国家予算法の条文に基づいた各項目が中央・地方のどのレベルの収入・支出となっているかを併せて紹介した表である。第1節第2項で述べたように1998年における国家予算法改正の目的のひとつは地方の予算管理において主動性をもたせることであった。しかし表2で公開されている項目によると, 完全に地方予算(省級以下の予算)となるもの(国家予算法で定められている項目)は項目4農地使用税, 6登録手数料, 7建設宝くじ, 10a土地使用権移転税, 10b土地貸与料収入, 10c土地家屋税, 10e国家所有家屋売却収入の7項目である。それら7項目の合計が国家予算総収入に占める割合は約7.1%となっている。表6の(4)で示しているように省, 中央直轄都市の総支出が国家予算総支出の約41.4%であることを考えると, 地方政権が中央からの補充なしで予算を運営していくには程遠い状態であるといえる。さらに表2の項目分類上100%中央の歳

表2 国会によって批准された2000年国家予算収入（決算ベース）
 （財政大臣2002年第13号決定（2002年2月7日）に付随）（単位：10億ドン）

詳 細	その収入を得る級(国家予算法中の規定条項) ^{1), 2)}	2000年 決算
国家予算総収入		90,749
I 国内収入		46,233
1 国営企業からの収入		19,692
2 外国資本企業からの収入		4,735
3 国営企業外の商工業, サービス部門からの収入		5,802
4 農地使用税	省と県, 町・村, 街区で配分(第30条第4項(a))	1,776
5 高所得者に対する所得税	中央と省で配分(第28条第2項(c))	1,831
6 登録手数料	省(第30条第1項(d))	934
7 建設宝くじ収入	省(第30条第1項(d))	1,969
8 ガソリン収入	中央(第28条第1項(d))	2,192
9 徴収費用, 手数料	中央(第28条第1項(h)), 省(第30条第1項(e)), 県(第32条第1項(c)), 町・村(第34条第1項(c)), 街区(第37条第1項(a))	2,713
10 土地家屋に関する項目		2,823
a 土地使用権移転税	省と県, 町・村で配分(第30条第3項(a))	213
b 土地貸与料収入	省(第30条第1項(a))	390
c 土地家屋税	省と県, 町・村で配分(第30条第3項(b))	366
d 土地使用権委譲収入		1,016
e 国家所有家屋売却収入	省(第30条第1項(b))	838
11 その他予算収入		1,766
II 石油収入	中央(第28条第1項(d))	23,534
III 関税収入		18,954
1 輸出入税, 輸入品特別消費税収入	中央(第28条第1項(b), (c))	13,437
2 輸入品付加価値税 ¹⁾	中央(第28条第1項(a))	5,386
3 輸入品価格差収入		131
IV 無償援助	中央(第28条第1項(g)), 省(第30条第1項(d)), 県(第32条第1項(d)), 町・村(第34条第1項(g)), 街区(第37条第1項(d))	2,028

(注) 1) 予算バランスに委譲する収入のみを含む。

2) 筆者作成項目。

(出所) 表1に同じ。

表3 国会によって批准された2000年国家予算支出（決算ベース）
 （財政大臣2002年第13号決定〈2002年2月7日〉に付随） （単位：10億ドン）

詳 細	その支出項目をもつ級（国家予算法中の規定条項） ¹⁾	2000年 決算
国家予算総支出		108,961
I 発展投資支出	中央（第29条第2項），省（第31条第項），県（第33条第2項），町・村（第35条第2項）	29,624
内：基本建設投資支出		26,211
II 経済・社会事業発展支出		61,823
1 教育・訓練事業支出	中央（第29条第1項(a)），省（第31条第1項(a)），県，町・村，街区(* ²⁾)	12,677
2 医療事業支出	中央（第29条第1項(a)），省（第31条第1項(a)），県(*），町・村（第35条第1項(c)）	3,453
3 人口・家族計画支出	中央(*）	559
4 科学技術・環境事業支出	中央（第29条第1項(a)），省（第31条第1項(a)），県(*）	1,243
5 文化情報事業支出	中央（第29条第1項(a)），省（第31条第1項(a)），県（第33条第1項(a)），町・村（第35条第1項(a)），街区（第38条第1項）	919
6 放送事業支出	中央，省，県(*）	717
7 スポーツ事業支出	中央（第29条第1項(a)），省（第31条第1項(a)），県（第33条第1項(a)），町・村（第35条第1項(a)），街区（第38条第1項）	387
8 年金・社会保障支出	中央（第29条第1項(g),(h)），省，県，町・村(*）	10,739
9 経済事業支出	中央（第29条第1項(b)），省（第31条第1項(a)），県（第33条第1項(a)），町・村，街区(*）	5,796
10 行政管理支出	中央，省，県，町・村，街区(*）	8,089
III 財政予備基金補充支出	中央（第29条第4項），省（第31条第4項）	846

(注) 1) 筆者作成項目。

2) *印は国家予算法に支出項目としての規定はないが，国家予算に関する財政公開規則ガイドラインについての財政省通達2002年第1号の公開書式見本には項目が掲載されているもの。

(出所) 表1に同じ。

入となるⅡの石油収入、Ⅲ1の輸出入税、輸入品特別消費税収入、Ⅲ2の輸入品付加価値税の合計額だけで国家予算総収入に占める割合は約46.7%である。このことから主要な税が中央の収入となっていることは明らかである。

支出に関しては表3の国家予算総支出108兆9610億ドンと、Ⅰ発展投資支出、Ⅱ経済—社会事業発展支出、Ⅲ財政予備基金補充支出の総計が一致していない。この数値に関しては先に述べたように、軍事費など一部のデータが非公開であることが要因である。

また国の財政状態をみる指標のひとつとしてプライマリーバランス⁽¹⁵⁾があるが、ベトナムの国家予算法には第1節で述べたように公債発行に関する規定がなく、また公開されているデータのなかにも公債に関する数値がないのでここでは明らかにすることができなかった。

2. 中央予算、地方予算の検討

表4、表5は各省・中央機関（中央予算）、表6は各省・中央直轄都市（地方予算）の公開されている支出内容である。いずれも表1～表3同様、財政大臣2002年第13号決定に基づいて公開されているものである。各表の一番下に、各項目の合計額と各支出の国家予算の該当支出額に対する割合を参考として示した。また、表6においては、項目4の省・中央直轄都市予算総支出に対する項目3の中央予算からの補充額の割合を示す項目6を設けた。

中央予算を構成するものとしては表4のような98の省、機関などがある。外務省などの中央省庁をはじめ、総公司あるいは文化・芸術関連の会なども中央予算に属するのである。軍事費などに関する支出額と、中央と地方でのその内訳が不明であるため、表2の国家予算総支出に対する表4の中央予算支出、あるいは表6の省・中央直轄都市予算総支出割合を単純に比較することはできないが、軍事費などを除いた場合、国家予算総支出に対する中央予算支出割合は約20.8%（表4末の項目参照）、地方予算支出割合は約41.4%（表6末の項目参照）と地方予算支出が約2倍となっている。中央予算における経

表4 各省、中央機関の2000年国家予算支出（決算ベース）

(財政大臣2002年第13号決定〈2002年2月7日〉に付随)

(単位：100万ドン)

単位組織名称	2000年国家 予算支出決 算 (A)	内 訳		
		基本建設投 資支出 (B)	国家目標 プログラム (C)	経済社会事 業発展支出 (D)
1 国家主席事務局	12,604	0	0	12,064
2 国会事務局	83,14	1,382	0	79,265
3 最高人民裁判所	27,341	7,494	326	19,521
4 最高人民検察院	215,259	40,493	180	174,417
5 政府事務局	94,487	4,928	0	89,559
6 外務省	454,110	8,347	0	444,610
7 農業・農村発展省	2,215,211	1,486,673	51,679	567,880
8 計画・投資省	48,391	6,279	858	41,192
9 司法省	333,845	81,906	1,901	249,518
10 水産省	106,288	42,762	4,579	55,147
11 工業省	348,545	37,330	8,845	288,587
12 科学技術・環境省	179,123	22,663	7,428	149,032
13 財政省	87,975	11,537	592	69,920
14 建設省	176,405	47,453	9,157	102,693
15 商業省	73,957	2,600	2,756	59,649
16 交通運輸省	5,820,672	4,823,061	27,212	892,405
17 教育・訓練省	1,249,262	391,283	115,427	724,205
18 医療省	1,130,948	267,435	229,216	626,371
19 労働傷病兵・社会省	3,199,608	34,800	11,924	3,152,282
20 文化情報省	479,843	155,515	19,428	298,787
21 政府幹部組織委員会	83,609	39,667	763	43,155
22 国家銀行	126,500	2,650	0	117,750
23 国家監察	10,886	1,365	0	9,521
24 国家監査	13,771	100	0	13,671
25 ベトナムの声放送局	156,905	18,759	18,306	119,840
26 ベトナムテレビ局	338,600	212,010	49,852	76,739
27 ベトナム通信社	109,269	20,613	14,982	73,674
28 国家行政学院	18,591	3,642	125	13,961
29 ハノイ国家大学	117,541	21,046	2,109	94,055
30 国家科学技術人文センター	81,036	12,860	0	68,176
31 国家自然科学工芸センター	154,682	23,879	6,584	123,719
32 国家顕彰競争院	12,080	0	0	12,080
33 ベトナム合作社連盟会議	8,810	900	300	7,110
34 ホーチミン市国家大学	147,872	13,615	8,331	125,178

35	税関総局	236,555	29,543	3,029	203,983
36	地政総局	121,449	32,044	1,422	87,488
37	気象水文総局	170,072	73,324	700	95,553
38	統計総局	136,162	16,271	3,663	116,228
39	郵便総局	39,414	28,728	0	10,659
40	旅行総局	16,215	4,028	454	11,363
41	スポーツ体育委員会	160,001	59,422	23,650	76,896
42	測量・質量標準総局	23,784	0	0	23,784
43	ベトナム航海局	115,955	91,779	2,000	22,176
44	ベトナム民用航空局	69,376	60,515	500	8,361
45	国家証券委員会	4,384	2,595	0	1,189
46	民族・山岳委員会	34,553	6,227	3,715	24,611
47	人口・家族計画国家委員会	291,685	6,081	283,269	2,335
48	ベトナム幼児保護・育成委員会	15,802	0	10,164	5,637
49	メコン川委員会	6,169	0	0	6,169
50	政府宗教委員会	5,323	0	0	5,323
51	政府物価委員会	10,530	1,000	1,050	8,480
52	政府国境委員会	15,760	1,531	1,030	8,516
53	平和友好組織連合	3,579	0	0	3,579
54	ベトナム祖国戦線中央委員会	11,692	132	1,040	10,519
55	ホーチミン共産青年団中央	70,371	36,515	15,232	17,709
56	ベトナム婦人連合会中央	75,483	1,000	2,386	71,856
57	ベトナム農民会	12,858	2,252	1,037	9,569
58	ベトナム退役軍人会	3,420	0	482	2,938
59	ベトナム労働総連合会	54,200	35,524	3,779	14,647
60	ベトナム船舶総公司	25,982	25,982	0	0
61	ベトナム石油総公司	1,600,000	1,600,000	0	0
62	ベトナム石炭総公司	19,138	3,498	0	10,840
63	ベトナム電力総公司	118,108	110,037	196	1,668
64	ベトナム郵政遠隔通信総公司	6,008	5,148	0	860
65	ベトナム化学物質総公司	19,145	12,315	3,360	2,470
66	ベトナムゴム総公司	4,381	2,656	200	1,525
67	ベトナム鉄鋼総公司	6,542	5,213	259	1,070
68	ベトナム製紙総公司	1,746	0	0	1,746
69	ベトナム紡績縫製総公司	58,908	4,557	320	6,085
70	ベトナムコーヒー総公司	14,532	14,443	0	89
71	ベトナム煙草総公司	530	0	200	330
72	ベトナム航海総公司	119,098	119,098	0	0
73	ベトナム航空総公司	20,878	1,998	0	1,575
74	ガソリン総公司	21,918	0	0	21,918

75 租税総局	1,009,546	0	0	1,009,546
76 国庫	165,662	0	0	165,662
77 ベトナム医薬学総会	448	0	0	448
78 ベトナム伝統医学会	363	0	0	363
79 赤十字会	32,221	0	29,802	2,419
80 文盲人会	1,212	0	40	1,172
81 ベトナム民間文芸会	1,963	0	0	1,963
82 ベトナム人文会	5,325	0	0	5,325
83 舞台芸術家会	135	0	0	135
84 不治の病の人・孤児保護援助会	101	0	0	101
85 ベトナム高齢者会	311	0	0	311
86 ベトナム美術会	2,488	0	0	2,488
87 ベトナム音楽家会	2,895	0	0	2,895
88 ベトナム映画会	1,864	0	0	1,864
89 ベトナム撮影芸術家会	1,842	0	0	1,842
90 ベトナム文化芸術会全国連合委員会	3,017	0	0	3,017
91 ベトナム少数民族文化会	1,854	0	0	1,854
92 ベトナム記者会	2,805	0	50	2,755
93 ベトナム法律家会	877	0	0	877
94 ベトナム舞踊家会	1,426	0	0	1,426
95 ベトナム建築家会	2,328	0	0	2,328
96 ベトナム奨学会	246	0	0	246
97 ベトナム科学技術連合会	6,665	0	0	6,665
98 ベトナム商業・工業局	6,112	1,287	0	4,825
計 (*)	22,710,585	10,239,790	985,889	11,116,004
(*)	国家予算総支出額に対する合計額 割合:20.8% (4)	国家予算基本建設投資支出額に対する合計額 割合:39.1% (4)	各方案、国家目標プログラムに対する国家予算支出に対する合計額 割合:33% (3)	国家予算経済社会事業 発展支出に対する合計額 割合:18% (4)

(注) (1) *は筆者作成項目。

(2) 内訳項目の合計 (B+C+D) が2000年国家予算支出決算の額(A)と一致しないものがある。この点に関しても公開されない項目が一部あることと関連していると推測する。

(3) 各方案、国家目標プログラムに対する国家予算支出は2000年度決算額で総額2兆9880億ドンである (財政大臣2002年第13号決定〈2002年2月7日〉による数値)。

(4) 各国家予算該当額は表3を参照。

(出所) 表1に同じ。

表5 各省、中央機関の2000年予算経済社会発展支出（決算ベース）

（財政大臣2002年第13号決定（2002年2月7日）に付随）

（単位：100万ドン）

単位組織名称	経済社会 事業発展 支出（国 家目標プ ログラム 支出を含 む）(2)	内 訳					行政管理 支出
		教育・訓 練事業支 出	医療事業 支出	科学技術 ・環境事 業支出	経済事業 支出	その他 事業支出	
1 国家主席事務局	12,064	0	0	0	913	0	11,150
2 国会事務局	79,265	0	0	437	0	0	78,827
3 最高人民裁判所	19,847	253	0	459	0	326	18,809
4 最高人民検察院	174,597	6,019	30	422	0	150	167,976
5 政府事務局	89,559	477	0	221	0	43	88,817
6 外務省	444,610	4,528	0	638	300	165	438,979
7 農業・農村発展省	582,879	134,832	10,801	153,104	199,841	60,944	23,539
8 計画・投資省	41,500	3,386	0	6,119	628	358	31,010
9 司法省	249,963	14,778	45	2,683	3,694	0	228,762
10 水産省	57,929	10,248	0	24,448	16,834	1,133	5,266
11 工業省	297,368	99,583	2,553	65,431	113,384	2,399	14,017
12 科学技術・環境省	149,032	576	0	139,830	700	200	7,727
13 財政省	70,420	23,854	0	3,844	0	1,667	41,054
14 建設省	109,884	53,805	4,063	23,881	18,388	3,085	6,663
15 商業省	62,176	21,792	0	3,103	2,776	18,584	15,921
16 交通運輸省	901,114	72,421	16,473	20,268	782,425	219	9,308
17 教育・訓練省	818,532	735,564	409	54,507	721	17,236	10,196
18 医療省	823,773	108,361	645,824	17,469	339	43,603	8,177
19 労働傷病兵・社会省	3,160,609	32,196	208	4,687	1,403	3,103,130	18,986
20 文化情報省	305,922	57,958	155	1,751	384	236,835	8,839
21 政府幹部組織委員会	43,910	5,043	0	2,389	4,488	4,291	27,699
22 国家銀行	117,750	2,307	0	550	0	114,843	50
23 国家監察	9,521	341	0	209	0	29	8,942
24 国家監査	13,671	99	0	357	0	45	13,170
25 ベトナムの声放送局	138,146	3,897	80	0	0	134,063	106
26 ベトナムテレビ局	126,591	2,887	0	439	0	123,221	43
27 ベトナム通信社	73,724	363	0	0	0	73,361	0
28 国家行政学院	14,086	12,945	0	829	140	125	46
29 ハノイ国家大学	95,779	77,551	0	16,053	305	1,870	0
30 国家科学技術人文センター	68,176	2,496	0	59,677	4,320	1,684	0
31 国家自然科学工芸センター	124,221	1,807	0	116,676	4,527	80	1,130
32 国家顕彰競争院	12,080	0	0	0	0	0	12,080
33 ベトナム合作社連盟会議	7,410	2,960	0	906	257	0	3,287
34 ホーチミン市国家大学	132,009	111,651	0	20,358	0	0	0

35 税関総局	204,412	2,465	0	467	0	429	201,052
36 地政総局	88,743	9,285	56	2,040	72,539	313	4,510
37 気象水文総局	96,253	3,864	0	12,956	75,952	1	3,479
38 統計総局	119,043	3,579	0	2,198	0	2,137	111,130
39 郵便総局	10,659	303	0	4,684	579	45	5,049
40 旅行総局	11,817	4,084	0	1,776	3,041	30	2,886
41 スポーツ体育委員会	88,603	17,255	10	1,657	0	67,057	2,623
42 測量・質量標準総局	23,784	55	0	20,489	0	0	3,241
43 ベトナム航海局	24,176	11,986	0	0	8,762	0	3,428
44 ベトナム民用航空局	8,861	3,420	407	1,249	0	0	3,785
45 国家証券委員会	1,189	270	0	886	0	0	33
46 民族・山岳委員会	28,326	582	23	1,204	1,991	15,765	8,760
47 人口・家族計画国家委員会	229,780	121	0	100	0	227,445	2,114
48 ベトナム幼児保護 ・育成委員会	15,802	135	44	1,000	0	12,423	2,201
49 メコン川委員会	6,169	0	0	0	947	0	5,222
50 政府宗教委員会	5,323	135	0	0	827	4,362	0
51 政府物価委員会	9,480	4,545	0	1,221	115	0	3,598
52 政府国境委員会	8,516	185	0	0	0	0	8,331
53 平和友好組織連合	3,579	135	0	0	0	0	3,444
54 ベトナム祖国戦線 中央委員会	11,559	200	60	514	77	1,462	9,247
55 ホーチミン共産青年団中央	22,228	3,790	2,392	974	657	3,728	10,687
56 ベトナム婦人連合会中央	73,592	2,107	408	0	100	2,780	68,197
57 ベトナム農民会	10,306	272	125	0	200	2,952	6,758
58 ベトナム退役軍人会	3,420	0	30	0	0	785	2,604
59 ベトナム労働総連合会	16,627	6,084	180	8,056	0	836	1,472
60 ベトナム船舶総公司	0	0	0	0	0	0	0
61 ベトナム石油総公司	0	0	0	0	0	0	0
62 ベトナム石炭総公司	10,840	6,989	1,746	1,355	500	250	0
63 ベトナム電力総公司	1,864	594	0	1,270	0	0	0
64 ベトナム郵政遠隔 通信総公司	860	0	0	860	0	0	0
65 ベトナム化学物質総公司	3,070	1,170	370	1,130	400	0	0
66 ベトナムゴム総公司	1,725	370	0	1,355	0	0	0
67 ベトナム鉄鋼総公司	1,070	1,070	0	0	0	0	0
68 ベトナム製紙総公司	1,746	706	0	640	400	0	0
69 ベトナム紡績縫製総公司	6,085	2,200	515	1,870	1,500	0	0
70 ベトナムコーヒー総公司	89	0	0	0	0	89	0
71 ベトナム煙草総公司	330	0	0	330	0	0	0
72 ベトナム航海総公司	0	0	0	0	0	0	0
73 ベトナム航空総公司	1,575	0	0	375	1,200	0	0
74 ガソリン総公司	21,918	0	0	0	21,552	366	0

75 租税総局	1,009,546	139	0	0	0	0	1,009,546
76 国庫	165,662	120	0	0	0	0	165,542
77 ベトナム医薬学総会	448	0	82	0	80	0	286
78 ベトナム伝統医学会	363	0	0	0	0	0	363
79 赤十字会	2,419	195	33	0	0	0	2,191
80 文盲人会	1,172	500	0	0	25	0	647
81 ベトナム民間文芸会	1,963	0	0	0	0	0	1,963
82 ベトナム人文会	5,325	135	0	0	408	610	4,172
83 舞台芸術家会	135	0	0	0	135	0	0
84 不治の病の人・孤 児保護援助会	101	0	0	0	0	0	101
85 ベトナム高齢者会	311	0	0	0	60	0	251
86 ベトナム美術会	2,488	56	0	245	0	0	2,187
87 ベトナム音楽家会	2,895	0	0	0	25	0	2,870
88 ベトナム映画会	1,864	0	0	0	40	0	1,824
89 ベトナム撮影芸術家会	1,842	0	0	0	30	0	1,812
90 ベトナム文化芸術 会全国連合委員会	3,017	135	0	0	45	0	2,837
91 ベトナム少数民族文化会	1,854	0	0	0	120	0	1,734
92 ベトナム記者会	2,755	163	0	0	115	0	2,477
93 ベトナム法律家会	877	0	0	0	40	0	837
94 ベトナム舞踊家会	1,426	0	0	0	30	0	1,396
95 ベトナム建築家会	2,328	0	0	0	50	0	2,278
96 ベトナム奨学会	246	0	0	0	0	0	246
97 ベトナム科学技術連合会	6,665	2,131	0	2,697	0	490	1,347
98 ベトナム商業・工業局	4,825	235	0	0	0	0	4,590
計 (*)	11,822,063	1,696,743	687,122	815,343	1,349,309	4,288,044	2,985,924
(*)	国家予算経済 社会事業発展 支出額(国家 目標プログラム 支出を含む) に対する合計 額割合:18.2 %(3)(4)	国家予算 教育・訓 練事業支 出額に対 する合計 額割合: 13.4%(4)	国家予算 医療事業 支出額に 対する合 計額割合 :19.9% (4)	国家予算 科学技術 ・環境事 業支出額 に対する 合計額割 合:65.6% (4)	国家予算 経済事業 支出額に 対する合 計額割合 :23.3% (4)	国家予算 その他の 事業支出 額に対す る合計額 割合: 32.2%(4)	国家予算 行政管理 支出額に 対する合 計額割合 :36.9% (4)

(注) (1) *は筆者作成項目。

(2) 経済社会事業発展支出額は、国家目標プログラムを含むとあることから、表4の経済社会事業発展支出(D)と国家目標プログラム(C)の金額の合計と考えられるが、その値と一致しないものがあった。しかしその理由はここでは明確にすることができなかった。

(3) 表3の経済—社会発展事業支出61兆8230億ドンと各方案、国家目標プログラムに対する国家予算支出は2000年度決算総額2兆9880億ドン(財政大臣2002年第13号決定(2002年2月7日)による数値)の合計64兆8110億ドンに対する割合である。

(4) 各国家予算該当額は表3を参照。

(出所) 表1に同じ。

表6 2000年の各省、中央直轄都市の収入・支出（決算ベース）

人民評議会批准

(財政大臣2002年第13号決定〈2002年2月7日〉に付随)

(単位:100万ドン)

(A)	(B)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	省、都市	各省、中央直轄都市での国家予算総収入	地方予算への収入補填配分割合	省、中央直轄都市予算への中央予算からの補充額	省、中央直轄都市予算総支出(※)	国家目標プログラム、135プログラム、500万ha森林植栽案、その他任務実施経費	中央予算からの補充額が支出に占める割合(項目(3)/(4)(*))
1	Ha Noi	12,647,182	30%	514,177	2,793,555	49,453	18.4%
2	Hai Phong	3,820,328	100%	293,233	1,015,773	23,401	28.9%
3	Tp Ho Chi Minh	24,789,158	24%	345,941	4,603,499	53,304	7.5%
4	Da Nang	1,370,475	100%	235,808	714,504	27,144	33.0%
5	Ba Ria-Vung Tau	4,450,918	48%	422,138	967,486	23,313	43.6%
6	Bac Giang	119,085	100%	464,166	563,822	46,831	82.3%
7	Phu Tho	320,020	100%	400,470	612,986	54,055	65.3%
8	Binh Phuoc	170,355	100%	299,442	466,921	37,137	64.1%
9	Thai Nguyen	155,722	100%	372,187	517,495	40,618	71.9%
10	Bac Can	27,467	100%	366,915	325,337	52,854	112.8%
11	Cao Bang	66,806	100%	524,861	518,625	83,592	101.2%
12	Lang Son	814,097	100%	545,855	606,393	58,788	90.0%
13	Tuyen Quang	83,049	100%	450,972	548,119	54,462	82.3%
14	Ha Giang	111,653	100%	594,142	624,810	37,268	95.1%
15	Yen Bai	88,029	100%	444,088	517,067	62,231	85.9%
16	Lao Cai	171,565	100%	487,644	529,289	102,311	92.1%
17	Hoa Binh	104,775	100%	427,071	528,999	62,763	80.7%
18	Son La	100,917	100%	502,546	570,621	34,023	88.1%
19	Lai Chau	44,654	100%	473,485	477,028	37,695	99.3%
20	Lam Dong	335,309	100%	327,781	639,991	29,801	51.2%
21	Gia Lai	242,502	100%	380,822	574,298	59,776	66.3%
22	Dac Lac	409,334	100%	524,330	879,448	58,699	59.6%
23	Kon Tum	87,434	100%	303,314	345,820	39,950	87.7%
24	Quang Ninh	1,707,663	100%	294,696	781,396	45,741	37.7%
25	Ha Tay	413,632	100%	592,293	784,682	29,403	75.5%
26	Nam Dinh	362,079	100%	461,694	611,801	10,899	75.5%
27	Ha Nam	131,714	100%	263,972	355,857	18,692	74.2%
28	Hai Duong	522,354	100%	253,602	576,526	23,779	44.0%
29	Hung Yen	147,764	100%	317,485	449,906	15,510	70.6%
30	Thai Binh	302,822	100%	498,128	626,942	21,755	79.5%
31	Long An	503,728	100%	433,050	705,569	26,671	61.4%
32	Tien Giang	608,865	100%	286,145	706,537	16,766	40.5%

33	Ben Tre	299,182	100%	321,693	545,915	43,457	58.9%
34	Dong Thap	531,023	100%	498,836	818,845	30,798	60.9%
35	Ving Long	411,257	100%	254,457	491,920	21,074	51.7%
36	An Giang	656,801	100%	438,090	979,422	22,612	44.7%
37	Kien Giang	614,339	100%	239,769	779,029	25,822	30.8%
38	Can Tho	714,922	100%	339,772	825,442	28,379	41.2%
39	Ca Mau	271,926	100%	298,570	530,737	25,548	56.3%
40	Bac Lieu	203,566	100%	276,035	415,224	10,715	66.5%
41	Tra Vinh	163,805	100%	337,486	460,985	10,376	73.2%
42	Soc Trang	246,387	100%	416,229	545,066	15,485	76.2%
43	Bac Ninh	237,644	100%	275,404	421,694	15,717	65.3%
44	Vinh Phuc	607,163	100%	314,128	503,026	24,623	62.4%
45	Ninh Binh	92,427	100%	351,101	414,793	23,065	84.6%
46	Thanh Hoa	531,618	100%	1,017,816	1,385,941	109,325	73.4%
47	Nghe An	344,411	100%	1,060,089	1,462,755	107,033	72.5%
48	Ha Tinh	400,775	100%	650,116	608,133	39,854	106.9%
49	Quang Binh	139,937	100%	483,746	581,212	47,765	83.2%
50	Quang Tri	246,885	100%	494,009	515,085	55,251	95.9%
51	Thua Thien-Hue	461,357	100%	607,698	829,298	64,950	73.3%
52	Binh Thuan	258,606	100%	281,303	495,927	35,417	56.7%
53	Dong Nai	2,281,568	53%	106,617	1,056,078	17,524	10.1%
54	Binh Duong	1,114,776	52%	61,008	637,661	17,786	9.6%
55	Tay Ninh	434,867	100%	202,770	541,020	30,054	37.5%
56	Quang Nam	192,152	100%	691,119	831,613	80,438	83.1%
57	Binh Dinh	431,751	100%	468,505	736,584	54,551	63.6%
58	Khanh Hoa	1,024,233	100%	223,099	784,253	33,398	28.4%
59	Quang Ngai	145,596	100%	553,681	639,551	53,427	86.6%
60	Phu Yen	236,301	100%	324,588	451,037	28,267	72.0%
61	Ninh Thuan	84,931	100%	231,969	253,018	28,776	91.7%
	合計額 (*)	68,611,661		24,922,156	45,082,366	2,440,172	
	(*)	国家予算総 収入額に対 する合計額 割合:75.6% (3)		国家予算総 支出額に対 する合計額 割合:22.9% (3)	国家予算総 支出額に対 する合計額 割合:41.4% (3)	各方案, 国家目 標プログラムに 対する国家予算 支出額に対する 合計額割合: 81.7%(2)(3)	

(原注) 総収入, 総支出は学費支出, 入院費, 人民からの拠出金を含まない。

(※) 省, 中央直轄都市の予算総支出は各省, 市への中央予算からの国家目標プログラム支出(項目5)を含まない。

(注) (1) *は筆者作成項目。

(2) 各方案, 国家目標プログラムに対する国家予算支出は2000年度決算額で総額2兆9880億ドンである(財政大臣2002年第13号決定〈2002年2月7日〉による数値)。

(3) 各国家予算該当額は表2, 表3を参照。

(出所) 表1に同じ。

済社会事業発展支出は、国家予算該当額に対して18.2%（表5末の項目参照）であり、地方で重点を置いている項目であると考えられる。一方、その内訳項目のひとつである科学技術・環境事業に対する支出は国家予算に対して約65.6%（表5末の項目参照）と他の事業と比べて高い割合を占め、中央で力を入れている部門であることがうかがえる。

地方予算に関しては、地方での総収入は国家予算総収入の約75.6%（表6末の項目参照）を占めているが、表2でみたように公開されているデータ上での100%地方予算収入となるのは、国家予算総収入の約7.1%であり、その割合の差が歴然としている。地方予算の収入となるものとして中央予算と分割する収入項目があるが、その分割割合を示したものが表6の項目2「地方予算への収入補填配分割合」である。この表によると中央予算とその該当収入を分割しているのはハノイ市、ホーチミン市、バリアブントウ、ドンナイ、ビンズオン各省の5省・市のみであり、残りの省・市は全額享受している。さらに項目3の中央予算からの補充を受け、地方予算は収支バランスをとっているのが現状である。そして中央予算からの補充額の国家予算総支出に対する割合は約22.9%（表6末の項目参照）を占めている。中央予算からの補充額が地方予算総支出額に対する割合を示したものが表6の項目6であるが、その値が50%以上の省は61省・中央直轄都市中46省にもものぼる。さらには地方予算支出の9割以上を中央予算からの補充で補っている省が9省あるという実態も明らかになった。

第3節 国家予算法改正

第3節では2002年12月16日、第11期第2回国会で採択された国家予算法（2004年度予算より施行）について、中央予算と地方予算の観点から主な改正点とその目的、さらにはこれらの改正により実際国家予算がどのように変化するのか、政府発表の目標数値などを交えてみていくことにする。国家予算法

の改正に関してはすでに田近栄治が地方財政の観点から分析しているが⁽¹⁶⁾、ここでは条文に沿って、ベトナム人識者の意見などと合わせて中央予算との関係も含めてみていくこととする。

1. 国家予算法の改正とその目的

新しい国家予算法は8章、77条より成り、以前の国家予算法よりも条文の数自体は少なくなっているが、全体の章立てに関しては変わっていない。中央予算と地方予算、さらには地方への権限強化という観点からみた場合、以下の点に注目することができよう。

まず国会、各級人民評議会の任務、権限の強化があげられる⁽¹⁷⁾。国会に関しては、たとえば以前は国会常務委員会が行っていた中央予算配分の決定が国会の権限となった（第15条第4項）⁽¹⁸⁾。

また人民評議会に関しては、従来人民委員会と同じ第25条のなかで任務、権限が規定されていたが、今回の改正では条文を分けて決定すべき収入、支出をより具体的に規定している（新しい国家予算法では第25条が人民評議会、第26条が人民委員会についての条項となっている）。さらに省級人民評議会に関しては、地方内での予算レベルごとへの財源、支出任務の配分決定、地方予算内で配分する財源の配分割合の決定という項目を条文化し、省級人民評議会の権限をより明確にしている。これはグエン・ゴー・ティ・ホアイ・トゥー⁽¹⁹⁾によると人民の代表機関に予算部門の権限を集中させることで、国家予算作成段階における民主化を図った結果であるという。

また予算案の決定期間に関しては、省級人民評議会は次年度の省級地方予算案と予算配分案を前年の12月10日までに決定するという条文が追加された（第45条第3項）。従来予算単位組織に対しての予算配分は前年の12月31日までに決定されることとなっていたが、実際には省レベルでは1月、県、町・村レベルでは2、3月であるという実情があった⁽²⁰⁾。この規定はこのような実情を改善するためのひとつの改善策であると考えられる。さらに従来国会は

次年度の予算案を11月30日までに決定するものとなっていたが、それが11月15日までとなった(第45条第1項)。これらの改正により中央から地方、さらには地方のなかで省から県……とより下のレベルの予算決定時期が早まるものと推察される。

さらに中央予算と地方予算という観点からみると、第4条に注目しなければならないであろう。従来の国家予算法でも中央予算、地方予算に関して第4条で定義づけなどがされていたが、新しい国家予算法ではそれがさらに詳細、かつ新しい条文も盛り込まれたものとなっている。まず地方予算の概念を第4条第1項で「地方予算は、人民評議会と人民委員会のある各級行政単位の予算より成る」と定義づけしている。従来は「国家予算は、中央予算と地方予算より成る」という条文だけであった。また改正された国家予算法では中央予算と地方予算の役割を第4条第2項(b)以降で明確化している。

地方予算に関しては第4条第2項(c)で、委譲された任務実施を積極的に保障する財源を配分される旨が規定されている。また(g)では予算安定期以後、その地方の収支内で予算バランスをとる能力を高め、地方予算を発展させ、上級予算からの補充額を徐々に減らさなければならないと規定しており、地方予算の主动性強化が目的であることがうかがえる⁽²¹⁾。なかでも同項(c)で「社予算に対しての財源を強化する」と規定することで、社レベルの財源強化を明確な目的としている。

しかし一方、第4条第2項(b)では「中央予算は主導的な役割を担い、国家の戦略的任務、重要な任務実施を保障し、予算収支バランスのとれない地方への補助を行う」と規定し、依然として中央予算は地方予算に対して主導性をもつものとなっている。

財源、支出任務に関しては、従来は地方予算レベルのなかでさらに省、県……と各級レベルの財源について条文を設け規定していた。これは各レベルの規定条文のなかで重複部分が多く、わかりにくいというベトナム人識者の意見もあった⁽²²⁾。しかし今回の改正では、財源、支出任務それぞれにおいて中央予算、地方予算各1条ずつの文言で規定している。この点に関しては地

方により人口などのさまざまな条件が異なるため、予算管理配分の強化は地方の潜在能力（財源）を喚起するために重要であるとみなし、地方予算のなかでのレベルごとの財源分けを排除し、地方への財源配分の権限を委譲したという意見がある⁽²³⁾。さらに地方予算への主動性という観点からいえば、第4条で規定されている社予算の強化と合わせて、第34条第1項(c),(d)で社・町・村予算、市・省直轄市予算の財源となる税の具体的な配分割合を定める、中央と地方で配分する財源に増収があった場合、増収分の30%内の額を地方に与える（第59条第5項）などの新しい規定が盛り込まれている。

また省、中央直轄都市に関しては、基本建設投資資金の30%までの起債を認めることで（第8条第3項）、自発的な地方財源の動員を促していると考えられる⁽²⁴⁾。

地方予算に関しては、なかでも第75条で「首都ハノイとホーチミン市に対しては特別の財政—予算制度をいくつか規定し、その施行前には国会常務委員会に報告し意見を求め、直近の会期において国会で報告する」と規定している。ハノイ市、ホーチミン市の財政規模は他の地方と比較して、収入、支出ともに大きいものとなっている⁽²⁵⁾。よって他の地方とは異なるハノイ市、ホーチミン市特有の実情に沿った制度を施行することも必要であると考えているようである。

2. 2004年度の国家予算

前項では、中央と地方の観点からみた今回の国家予算法の改正点とその目的をみてきた。ここではこれらの改正点と合わせて、実際に2004年度の国家予算がどのように変化していくのか、政府の発表している数値目標などを交えみていくことにする。

2004年は改正国家予算法の施行と合わせて付加価値税、特別消費税、企業所得税の改正法が施行される。これらの法施行を背景として、政府首相の2003年第15号指示⁽²⁶⁾によると2004年度国家予算に関して以下の数値目標を

掲げている（本章執筆段階で2003年度決算が発表されていないため、ここでは2003年度比のパーセンテージ数値の紹介にとどめる）。

歳入に関しては、国家予算収入はGDP比20～21%、そのうち税金と徴収費用がGDP比18～19%を占める。各省、中央機関、地方は2003年度比平均10%の収入増を目標とする。また2004年第1号政府決議によると⁽²⁷⁾、各地方は少なくとも政府首相が委譲した予算案と比較して5%の増収となるよう努力しなければならない。

さらに国家予算法の中央予算、地方予算の財源項目の改正により、今後財政的に自立できる省は現在の5省⁽²⁸⁾から12省に増えると中央政府は予測している⁽²⁹⁾。

歳出面に関しては引き続き給与改革⁽³⁰⁾を実施していくと同時に、地方予算は残すべき財源から少なくとも40%（医療部門に関しては個別に35%）、増収分からは少なくとも50%を給与改革にまわし、給与以外の経常支出を少なくとも10%節約する。国家予算全体としての赤字額はGDP比5%以上とならないようにする。

さらに2004年は前述の地方予算の予算安定期間（3～5年）の初年であり、2004年度予算の目標、任務を維持し、国家予算法、その他関連文書などの規定を十分に実行することを規定している。

おわりに

中央予算、地方予算の二つの観点から予算制度とその実態をみてきた。

国家予算法の制定により地方レベルにおいては100%地方予算の財源となる項目を規定したため各級政権に主動性が生み出されたなどの地方にとってのメリットが生じた一方、100%地方の財源とならない財源は拡大しようとしていないことも分かった。1999年法制定の目的は、地方予算にこれまで以上に主動性をもたせることであり、条文でも各レベルにおいて詳細に財源、支

出が定められた。しかし第2節でみたように、公開されているデータでは主な財源は中央予算のものとなっていることが数値のうえでも証明された。地方での総収入は国家予算総収入の約75.6%を占めているが、100%地方予算の収入となる項目額の国家予算総収入に対する割合は7.1%であった。この数字は、地方での収入の大部分が中央予算としてもっていられることを如実に示している。さらにこの事実は地方予算の主動性が議論される背景を裏づけるものといえよう。また軍事費などを含まない地方予算支出が中央のその約2倍であるにもかかわらず、国家予算に対する地方予算の収入割合は上記で述べたとおりである。当然地方予算の赤字という問題が浮上し、これを解決するのが中央からの補充ということになる。この点に関しては、中央政府は2004年法施行により、財政的に自立できる省・中央直轄都市の増加を見込んでいる。また今回の法改正で地方間で配分する財源の権限の委譲、中央と地方間で配分する財源の増収分の一定割合を地方に享受させるなど、地方の主動性をより喚起するものとなっている。この改正により、実際に中央予算と地方予算の関係にどのような変化がみられるのかは、今後の国家予算関連データの公表を待たなければならない。

〔注〕

- (1) ベトナム語の予算にあたる“ngan sach”という単語は「国家、企業あるいは個人の一定期間における収支総額」を意味し、日本語の予算（「前もって必要な費用を見積もること」という語よりも広い意味で使われている。それゆえに日本語の予算にあたる語は“du toan ngan sach”（“du toan”とは「財政に関する収支をあらかじめ見積もること」）、決算は“quyet toan ngan sach”（“quyet toan”とは「国家機関などの資本受領・利用案の実施状況を明確にするために収支項目を総合し、総括すること」）を表される。ベトナム語の意味はベトナム語辞典*TU DIEN TIENG VIET* (Nha Xuat Ban Da Nang, 1998)（訳は筆者）、日本語は『新明解国語辞典（第五版）』（三省堂、2001年）による。
- (2) “Luat ngan sach nha nuoc,” *Bao Nhan dan*, April 8-9, 1996.
- (3) “Luat sua doi, bo sung mot so dieu cua luat ngan sach nha nuoc,” *Bao Nhan dan*, June 12, 1998.
- (4) “Luat ngan sach nha nuoc,” *Bao Nhan dan*, Jan. 10-11, 2003.

- (5) 中臣久「予算編成と財政の役割」(白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店, 2000年) 205ページ。
- (6) Le Van Hung, "Trai phieu chinh phu thuc trang 1991-1999 va giai phap 2001-2010," *Tap chi Tai Chinh*, Jan. 2000, p.60.
- (7) 2003年以前に関しては分からないが, 2004年度予算から施行される国家予算法に付随して出された2003年第60号政府議定第4条第2項("Nghị định của Chính phủ số 60/2003/ND-CP ngày 06/6/2003 quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành Luật Ngân sách nhà nước," *CONG BAO*, No.67-30-6-2003, No.68-30-6-2003, pp.4271-4308)によると, 国家予算赤字の国内からの補填方法として政府債の発行を規定している。また公債に関しては, 最近のものとしては2003年祖国建設公債—教育公債の発行に関する政府議定第28号が2003年3月31日に出され("Nghị định số 28/2003/ND-CP ngày 31/3/2003 của Chính Phủ"), 2003年5月5日より発行されている。この公債は5年物で, 3部制の授業をなくす, 萱や竹で造られている学校建物の強化などを目的としている。
- (8) 'Sau mot nam thuc hien luat ngan sach nha nuoc,' *Bao Nhan dan*, Dec. 26, 1997.
- (9) 'Hai nam thuc hien luat ngan sach nha nuoc,' *Bao Nhan dan*, Dec. 28, 1998.
- (10) 'Dong chi Tao Huu Phung, dai bieu QH tinh Ha Tay: Sua doi, bo sung luat ngan sach nha nuoc la yeu cau cap bach,' *Bao Nhan dan*, May 11, 1998. 同記事インタビューのなかでTao Huu Phung氏は, 国家予算法修正のもうひとつの目的として1999年1月1日から施行される付加価値税と企業所得税に合わせた予算法改正も提起している。
- (11) Nguyen Van Nhut, "Nhin lai hai nam thuc hien luat ngan sach o cap phuong," *Tap chi Tai Chinh*, April 1999, pp.28-29.
Phan Thi Thuy Ngoc, "Huyen Binh Chanh- TP HCM: Doi dieu kien nghitu thuc te ngan sach xa," *Tap chi Tai Chinh*, June 1999, pp.16-17.
- (12) "Quyết định số 13/2002/QĐ-BTC ngày 07/02/2002 của Bộ trưởng Bộ Tài chính về việc công bố quyết toán ngân sách nhà nước năm 2000 và dự toán ngân sách nhà nước năm 2002," *Ngân Sách Nhà Nước: Quyết Toán Năm 2000 và Dự Toán Năm 2002*, Nhà xuất bản Tài chính Hà Nội, 2002.
- (13) "Regulation on financial publicity by Different state budget levels, budget drafting units, state enterprises and funds with revenue sources from people's contributions (Issued together with Decision No.225/1998/QĐ-TTg of November 20, 1998)" *Official Gazette*, No.1, Jan. 8, 1999.
- (14) "Viet Nam: Selected Issues and Statistical Appendix," *International Monetary Fund*, Jan. 9, 2002, pp.67-69.
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2002/cr0205.pdf> (2004年3月7日)

閲覧)

- (15) プライマリーバランスとは基礎的な財政状態を示す指標のひとつである。国債発行などの借金を除いた歳入（税収・税外収入）と過去の借金の元利払いを除いた歳出の差を表す。プライマリーバランスが均衡していれば、理屈上は新たな借金はすべて過去の借金返済に使われ、政府の借金残高が雪だるま式に膨らむのを抑えることができるとされる。
- （「やさしい経済用語の解説」日本経済新聞社ホームページ、<http://www.nikkei4946.com/today/0204/05.html>（2004年3月7日閲覧）
- (16) 田近栄治「市場化と財政—税制改革と地方財政を中心として—」（『環太平洋ビジネス情報RIM 別冊』2003年5月）31～34ページ。
- (17) Nguyen Ngo Thi Hoai Thu, “Hoan thien Luat NSNN hien hanh va mot so noi dung cua Luat NSNN sua doi,” *Tap chi Tai Chinh*, July 2003, pp. 17-18.
- この点に関しては、同氏も改正の第1の点としてあげている。
- (18) しかし予算安定期の年初における中央予算配分、一部の財源項目に関する中央予算、地方予算間の配分割合の決定は、国会常務委員会の権限となっている（第16条第3項）。
- (19) Nguyen Ngo Thi Hoai Thu, “Hoan thien Luat NSNN…”
- (20) Tran Xuan Tri, “Kho bac Nha nuoc 10 nam thuc hien kiem soat chi ngan sach,” *Tap chi Tai Chinh*, Jan. 2000. またグエン・ミン・タン（Nguyen Minh Tan）氏はこの国家予算案決定時期の改正について、従来は11月30日までに国会が予算案を決定した後、国会常務委員会に12月31日までに中央予算の配分を決定する権限を委譲していたが、改正により委譲しなくなったため、61省すべての代表が集まる国会での決定は困難であると指摘している。同時に同氏は問題解決のための各機関の役割を提議している（“Ve Quy trinh ngan sach nha nuoc hien nay,” *Tap chi Tai Chinh*, April 2003, pp. 13-15）。
- (21) この点に関しては注(8)のグエン・ゴ・ティ・ホアイ・トゥ（Nguyen Ngo Thi Hoai Thu）氏も今回の改正目的のひとつとして、中央予算の主導的な役割と同時に地方の収入開拓、予算管理強化など地方の主动性強化をあげている。
- (22) Nguyen Minh Tan, “Xua doi, bo sung Luat NSNN: Ninh tu khia canh phap ly,” *Tap chi Tai Chinh*, July 2000, pp. 20-22.
- (23) Nguyen Ngo Thi Hoai Thu, “Hoan thien Luat NSNN…”
- (24) 田近「市場化と…」によると、これまでも多くの省で起債を行ってきているようである。
- (25) 表6参照。
- (26) “Chi thi cua Thu tuong Chinh phu so 15/2003/CT-TTg ngay 12/ 6 /2003 ve viec xay dung ke hoach phat trien kinh te-xa hoi va du toan ngan sach nha nuoc nam 2004,” *CONG BAO*, No. 69-01-7-2003, No. 70-01-7-2003, pp.4483-4490.

27) “Nghị quyết 01/2004 về một số giải pháp chủ yếu can thiệp trung chi đạo, điều hành thực hiện kế hoạch và ngân sách nhà nước năm 2004.”

http://www.nhandan.org.vn/vietnamese/phapluat/150104/vbmoi_nghiquyet.htm (2004年3月7日閲覧)

28) 表6参照。

29) 田近「市場化と…」32ページ。これは今まで100%中央予算の財源であった特別消費税のうち、国内消費関連部分とガソリン税を中央と地方の共有税としたことに起因するという。

30) 1993年5月23日付政府議定25号「行政・事業に従事する公務員、職員、武装勢力の新給与制度の暫定規定に関する」議定 (“Nghị định số 25/CP ngày 23/5/1993 của chính phủ quy định tạm thời chế độ tiền lương mới của công chức, viên chức hành chính, sự nghiệp và lực lượng vũ trang,” pp.770-774), 1993年5月23日付政府議定26号「企業内の新給与制度の暫定規定に関する」議定 (Nghị định số 26/CP ngày 23/5/1993 của chính phủ quy định tạm thời chế độ tiền lương mới trong các doanh nghiệp pp.253-256) をはじめとし、その後も最低賃金などに関するいくつかの議定が施行されている。

He Thong Cac Van Ban Huong Dan Thuc Hien Che Do Tien Luong Va Bao Hiem Xa Hoi, Ha Noi, Nha Xuat Ban Lao Dong, 2003.

資料1： 財源一覧

(1) 中央予算

〈100%中央の収入となるもの〉

第28条 中央予算の財源は次のものより成る（新国家予算法は第30条）。

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法	国家予算法(2004年より施行)
a) 輸出税, 輸入税	a) 輸入品の付加価値税 ³⁾	a) 輸入品の付加価値税
b) 特別消費税	b) 輸出税, 輸入税	b) 輸出税, 輸入税
c) 全部門会計の事業体の利益税 ¹⁾	c) 特別消費税（ただしトランプ, 冥器などの製品, ディスコ, マッサージ, カラオケなどの各種経営サービス; ゴルフ会員権, プレー権の売却経営; カジノ経営; ジャックポットによる賭博; 馬券, オートレース券の販売経営など国産品の特別消費税は含まない）	c) 輸入品の特別消費税
d) 政府の規定により, 中央予算に納入すべき石油関係からの諸税およびその他の収入	d) 全部門会計の事業体の企業所得税	d) 全部門会計単位組織の企業所得税
e) 国の出資金からの利益, 各経済事業体における国の資金回収分, 国の融資の回収分（元利とも）, 国家予備金からの収入	e) 政府の規定により, 中央予算に納入すべき石油関係からの諸税およびその他の収入	e) 政府の規定に従った石油からの諸税, その他収入
f) ²⁾ 政府の借入金, 法の規定に基づく外国政府, 外国の組織, 個人からの政府への無償援助金	f) 国の出資金からの利益, 各経済事業体における国の資金回収分, 国の融資の回収分（元利とも）, 国家予備金からの収入	f) 各経済組織における中央予算の資金回収分, 中央予算の融資の回収分（元利とも）, 中央の財政予備金からの収入, 国家の出資金からの収入
g) 政府の規定による徴収費用, 手数料, およびその他の中央予算への納入金	g) 政府の借入金, 法の規定に基づく外国政府, 外国の組織, 個人からの政府への無償援助金	g) 各国政府, 各国際組織, 外国のその他組織, 個人からのベトナム政府への無償援助
h) 中央予算の余剰収入	h) 政府の規定による徴収費用, 手数料, およびその他の中央予算への納入金	h) 中央予算に納入される徴収費用, 手数料
i) 法の規定に基づくその他の収入	i) 中央予算の余剰収入	i) 中央予算の余剰収入
	j) 法の規定に基づくその他の収入	k) 法の規定に基づくその他の収入

(注) 1) 利益税は1999年1月1日より企業所得税となっている。

2) ベトナム語表記のアルファベットでは f, j を使用しないため, 法律中の条項においても用いていないが, ここでは便宜上同じ (以下の表においても同じ)。

3) 下線部筆者 (以下の表においても同じ): 改正前後の条文の違い。

〈一定の比率により中央予算と地方予算の間で分割される収入〉

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法	国家予算法(2004年より施行)
a) 売上税 ¹⁾ b) 全部門会計事業体の利益税以外の利益税 c) 高額所得者の所得税 d) 国外への利益送金税 e) 資源税 f) 予算資金使用による収入	a) 付加価値税、ただしこの条第1項で定めた付加価値税は含まない b) 企業所得税、ただしこの条第1項で定めた企業所得税は含まない c) 高額所得者の所得税 d) 国外への利益送金税 e) 予算資金使用による収入	a) 付加価値税、ただしこの条第1項で定めた付加価値税は含まない b) 企業所得税、ただしこの条第1項で定めた全部門会計の単位組織からの企業所得税は含まない c) 高額所得者の所得税 d) 国外への利益送金税、ただしこの条第1項で定めた石油部門からの国外への利益送金税を含まない e) ガソリン、石油徴収費

(注) 1) 売上税は1999年1月1日より付加価値税となっている。

(2) 地方予算

〈省級予算の財源〉

第30条 省級予算の財源は次のものより成る（新国家予算法は第32条で地方予算の財源は次のものより成るとし、2003年までの国家予算法第32条以下のように、県レベル以下を定めていない）。

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法	国家予算法(2004年より施行)
1 - 100%省級予算の財源となるもの a) 土地貸与料 b) 国家所有家屋の貸与料、売却収入 c) 登録手数料 d) 建設宝クジ発行収入 e) 法の規定による、外国の組織、個人から省級機関への直接無償援助 f) 政府の規定により省級予算への納入となる徴収費用、手数料、およびその他の収入 g) 政府の規定に基づくインフラストラクチャー建設	1 - 100%省級予算の財源となるもの a) 土地貸与料 b) 国家所有家屋の貸与料、売却収入 c) 県、区内における登録手数料；家屋、土地登録手数料は含まない d) 建設宝クジ発行収入 e) 法の規定による、外国の組織、個人から省級機関への直接無償援助 f) 政府の規定により省級予算への納入となる徴収費用、手数料、およびその他の収入	1 - 100%地方予算の財源となるもの a) 土地家屋税 b) 資源税、ただし石油からの収入による資源税を含まない c) 営業税 d) 土地使用権移転税 e) 農地使用税 f) 土地使用料 g) 土地貸与料 h) 国家所有家屋貸与料 i) 登録手数料 j) 建設宝くじによる収入 l) 各経済組織における地方予算の回収資金収入、地

<p>投資への、組織、個人の出資</p> <p>h) 国の内外の組織、個人から省級予算への自発的献金</p> <p>i) 省級予算の余剰収入</p> <p>j) 中央予算からの補充</p> <p>k) 法の規定によるその他の収入</p>	<p>g) 政府の規定に基づくインフラストラクチャー建設投資への、組織、個人の出資</p> <p>h) 国の内外の組織、個人から省級予算への自発的献金</p> <p>i) 省級予算の余剰収入</p> <p>j) 中央予算からの補充</p> <p>k) 法の規定によるその他の収入</p>	<p>方予算の財政予備資金からの収入、地方の拠出資金からの収入</p> <p>m) 国際組織、国外のその他組織、個人から地方への直接無償援助</p> <p>n) 法律の規定に基づく徴収費用、手数料、事業活動からの収入、その他予備に納入する収入</p> <p>o) 公益地基金からの収入、その他公の財産からの収益による収入</p> <p>p) 法律の規定に基づいた各組織、個人からの拠出</p> <p>q) 国内外の各組織、個人からの自発的拠出</p> <p>r) この法律第63条の規定に基づく地方予算余剰からの収入</p> <p>s) 法律の規定に基づくその他収入</p>
--	---	---

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法	国家予算法(2004年より施行)
<p>2 - 一定の比率により中央予算と省級予算の間で分割される収入</p> <p>a) 売上税</p> <p>b) 全部門会計事業体の利益税を除く利益税</p> <p>c) 高額所得者の所得税</p> <p>d) 国外への利益送金税</p> <p>e) 資源税</p> <p>f) 予算使用収入</p>	<p>2 - この法律第28条2項の規定に従って一定の比率により中央予算と省級予算の間で分割される収入。<u>地方</u>政権の各級予算に対するこれらの収入の具体的な分配は、省内における省級規定によって行われる。</p>	<p>2 - この法律第30条第2項の規定に基づいて一定の比率により中央予算と地方予算の間で配分される収入</p>

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法	国家予算法(2004年より施行)
<p>3 - 一定の比率により省級予算と県、区、地方市、省直屬市(以下県級という)、および町、村の予算の間</p>	<p>3 - 一定の比率により省級予算と県級および社・町・村の予算の間で分割される収入</p>	<p>3 - 中央予算からの補充収入</p>

で分割される収入 a) 農地使用税 b) 土地権利移転税 c) 家屋税, 土地税 d) 土地使用料	a) 土地権利移転税 b) 家屋税, 土地税 c) 土地使用料	
---	---------------------------------------	--

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法	国家予算法(2004年より施行)
	<p>4 - 一定の比率により省級予算と県級および社・町・村, 街区の予算の間で分割される収入</p> <p>a) 農地使用税 b) 資源税 c) 家屋, 土地登録手数料 d) トランプ, 冥器などの製品, ディスコ, マッサージ, カラオケなどの各種経営サービス; ゴルフ会員権, プレー権の売却経営; カジノ経営; ジャックポットによる賭博; 馬券, オートレース券の販売経営など国産品の特別消費税</p> <p>この項 a, b, c, d 各号に定める収入は地方予算が100%享受できる。地方権の各級予算に対するこれらの収入の具体的な分配は, 省級の規定による; 社・町・村, 街区の予算に対する農地使用税の分割比率は, 少なくとも20%とする。</p>	<p>4 - この法律第8条第3項の規定に基づくインフラストラクチャー建設投資動員による収入</p>

〈県級予算の財源〉

第32条 県級予算の財源は次のものより成る

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法
<p>1 - 100%県級予算の収入となるもの</p> <p>a) 営業税, ただし町, 村の小規模経営家族からの営業税を除く</p> <p>b) 街区内で家畜を屠殺する業者からの</p>	<p>1 - 100%県級予算の収入となるもの</p> <p>a) 営業税, ただし町, 村の個人および小規模経営グループからの営業税を除く</p> <p>b) 街区内で家畜を屠殺する業者からの</p>

屠殺税 c) 県級管理の機関による活動に関する徴収費用, 手数料 d) 県級管理の事業体の事業活動からの収入 e) 法の規定に基づく外国の組織, 個人から県級機関への直接無償援助 f) 政府の規定に基づくインフラストラクチャー建設投資への組織, 個人からの拠出 g) 県級予算への国の内外の組織, 個人からの自発的献金 h) 県級予算の余剰収入 i) 上級予算からの補充 j) その他法の規定による収入	屠殺税 c) 県級管理の機関による活動に関する徴収費用, 手数料 d) 県級管理の事業体の事業活動からの収入 e) 法の規定に基づく外国の組織, 個人から県級機関への直接無償援助 f) 政府の規定に基づくインフラストラクチャー建設投資への組織, 個人からの拠出 g) 県級予算への国の内外の組織, 個人からの自発的献金 h) 県級予算の余剰収入 i) 上級予算からの補充 j) その他法の規定による収入
---	---

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法
2 - 一定の比率により, 省級予算と県級予算, 社・町・村予算の間で分割されるもの a) 農地使用税 b) 土地使用権移転税 c) 家屋税, 土地税 d) 土地使用料	2 - この法律第30条第2, 3, 4項の規定に従って一定の比率により省級予算と県級および社・町・村, 街区の予算の間で分割される収入

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法
3 - この条第1項, 第2項に定める財源以外に, 地方市, 省直轄市については一定の比率により, その区域の売上税, 利益税, 登録手数料収入を分割給付されることがあり, また政府の規定により投資基金を設けることができる。	3 - この他に, 地方市, 省直轄市については一定の比率により登録手数料 (<u>その区域の家屋, 土地登録手数料を含まない</u>) を省級予算と分割されることがあり, また政府の規定により投資基金を設けることができる。

〈社・町・村予算の財源〉

第34条 社・町・村予算の財源は次のものより成る

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法
1 - 100%社・町・村予算の収入となるもの a) 小規模経営家族からの営業税 b) 屠殺税	1 - 100%社・町・村予算の収入となるもの a) <u>個人および小規模経営グループからの営業税</u>

c) 法の規定により町村予算に入る徴収費用, 手数料, 献金 d) 公益土地使用収入およびその他の公共資産収益からの収入 e) 町村管理による事業活動からの収入 f) 町村への自発的献金 g) 法の規定に基づく外国の組織, 個人からの町村への直接無償援助 h) 町村予算の余剰収入 i) 上級予算からの補充 j) 法の規定に基づくその他の収入	b) 屠殺税 c) 法の規定により町村予算に入る徴収費用, 手数料, 献金 d) 公益土地使用収入およびその他の公共資産収益からの収入 e) 町村管理による事業活動からの収入 f) 町村への自発的献金 g) 法の規定に基づく外国の組織, 個人からの町村への直接無償援助 h) 町村予算の余剰収入 i) 上級予算からの補充 j) 法の規定に基づくその他の収入
--	--

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法
2 - 一定の比率により, 省級予算, 県級予算, 社町村予算の間で分割されるもの a) 農地使用税 b) 土地使用権移転税 c) 家屋税, 土地税 d) 土地使用料	2 - この法律第30条第2, 3, 4項の規定に従って一定の比率により省級予算と県級および社, 町, 村, 街区の予算の間で分割される収入

〈街区予算の財源〉

第37条 街区予算の財源は次のものより成る

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法
1 - 法の規定に基づく街区予算への徴収費用, 手数料, 拠出金 2 - 屠殺税, 但し家畜を屠殺する業者からのものを除く 3 - 街区への組織, 個人の自発的拠出金 4 - 法の規定に基づく外国の組織, 個人から街区への直接無償援助 5 - 街区予算の余剰収入 6 - 上級予算からの補充 7 - その他法の規定に基づく収入	1 - <u>100%街区予算の収入となるもの</u> a) 法の規定に基づく街区予算への徴収費用, 手数料, 拠出金 b) 屠殺税, 但し家畜を屠殺する業者からのものを除く c) 街区への組織, 個人の自発的拠出金 d) 法の規定に基づく外国の組織, 個人から街区への直接無償援助 e) 街区予算の余剰収入 f) 上級予算からの補充 g) その他法の規定に基づく収入

国家予算法	国家予算法の一部条項修正法
	2 - この法律第30条第2, 4項の規定に従って一定の比率により省級予算と県級および町, 村, 街区の予算の間で分割される収入

資料2-1：中央予算支出一覧

()内は法律の条文番号

1997年法 1999年法 (29条)	2004年法 (31条)
1－経常支出に関係するもの a) 教育, 訓練, 医療, 社会, 文化, 情報, 体育スポーツの事業, 科学, 技術, 環境についての事業, およびその他中央機関が管理する事業の活動 b) 中央機関が管理する経済事業の活動 c) 地方に委譲したものを除く国防, 治安, 社会秩序安全 d) 国, ベトナム共産党, および政治—社会組織の中央機関の活動 e) 国の政策に基づく価格補助 f) ¹⁾ 中央管理による各国家プログラム g) 政府の規定に基づく社会保険基金補助 h) 中央保障による社会(福祉)政策の対象に対する補助金支給 i) 法の規定に基づく中央段階の社会組織, 社会—職業組織への支援 j) ¹⁾ 政府の借入の利息支払い k) 援助 l) 法の規定に基づくその他の支出 2－開発投資への支出 a) 中央が管理する回収見込みのない経済社会インフラストラクチャー建設への投資 b) 国営企業への投資と補助金; 法の規定に基づき国の参加が必要とされる分野の諸企業への株式出資, 合併出資 c) 国家投資補助基金, 経済開発計画・プロジェクトの開発補助基金への支出 d) 国家備蓄 3－政府借入に対する返済支出 4－財政予備資金への補充支出 5－下級機関予算への補充支出	1－発展投資 a) 中央が管理する回収見込みのない経済社会インフラストラクチャー建設への投資 b) 国営企業, 国家の経済組織, 財政組織への投資と補助; 国の参加が必要とされる分野の諸企業への株式出資, 合併出資 c) 国家備蓄補充への支出 d) 法の規定に従ったその他の支出 2－経常支出 a) 教育・訓練, 医療, 社会, 文化通信, 文学芸術, 体育スポーツの事業, 科学技術, 環境についての各事業活動, およびその他中央機関が管理する事業活動 b) 中央機関が管理する経済事業の活動 c) 国防, 安全, 社会秩序安全, ただし地方に委譲したものを含まない d) 国家中央機関, ベトナム共産党, および政治—社会組織の活動 e) 国の政策に基づく価格補助 f) 中央が実施する国家プログラム g) 政府の規定に基づく社会保険基金補助 h) 中央保障による社会政策の対象に対する援助 i) 法の規定に基づく中央の政治社会—職業組織, 社会組織, 社会—職業組織への援助 j) 法の規定に基づくその他の支出 3－政府借入金の元利返済支出 4－援助支出 5－法の規定に基づく貸し出し支出 6－中央の財政予備資金への補充支出 7－地方予算への補充支出

(注) 1) ベトナム語表記のアルファベットでは f, j を使用しないため, 法律中の条項においても用いていないが, ここでは便宜上用いた(以下の表においても同じ)。

資料2-2：地方予算支出一覧

()内は法律の条文番号

1997年法, 1999年法		2004年法		
省級 (31条)	県 (33条)	町・村 (35条)	街区 (1999年法,38条)	地方予算 (33条)
<p>1- 経常支出に関係するもの</p> <p>a) 経済, 教育, 訓練, 医療, 社会, 文化, 情報, 体育スポーツなどの事業, 科学, 技術, 環境に関する事業, および省級機関が管理するその他の事業の活動</p> <p>b) 省級機関に委ねられた国防, 治安, 社会秩序安全</p> <p>c) 省級の国家機関, ベトナム共産党の機関, その他の政治—社会組織の活動</p> <p>d) 法の規定による省級の社会組織, 社会—職業組織への補助</p> <p>e) 省級機関が管理する社会政策の執行</p> <p>f) 政府から省級機関の管理に委ねられた国家プログラム</p> <p>g) 国の政策に基づく価格補助</p> <p>h) この法律の第8条に第3項に定められた投資借入の利息支払い</p>	<p>1- 経常支出に関係するもの</p> <p>a) 経済, 文化, 情報, 体育スポーツ, 社会関係の事業活動, およびその他研究機関が管理する事業活動</p> <p>b) 県級機関に委ねられた国防, 治安, 社会秩序安全</p> <p>c) 県級の国家機関, ベトナム共産党機関, 政治—社会組織の活動</p> <p>d) 法の規定に基づく県級社会組織, 社会—職業組織への補助</p> <p>e) 法の規定によるその他の支出</p> <p>f) この条第1項 a), b), c), d), e) の各号に定める支出任務以外に, 地方市, 省直轄市については公共工事, 市政事業の管理, 維持, 保護の任務を担当することがある</p> <p>2- 開発投資への支出</p> <p>a) 省級からの</p>	<p>1- 経常支出に関係するもの</p> <p>a) 町, 村管理による社会的業務, 文化, 情報, 体育スポーツ活動</p> <p>b) 町, 村管理による文化補習, 託児所幼稚園の経費補助</p> <p>c) 町, 村の医療活動</p> <p>d) 町, 村が管理する建築工事, 財産, 福利施設, 交通路の管理, 維持, 保全</p> <p>e) 町, 村の国家機関, ベトナム共産党機関, 政治—社会組織の活動</p> <p>f) 町, 村における自衛民兵の業務; 社会秩序安全</p> <p>g) その他法の規定による支出</p> <p>2- 開発投資への支出</p> <p>省からの割当による経済—社会インフラストラクチャー建設投資への支出</p>	<p>1- 街区の管理による社会的業務, 文化, 情報, 体育スポーツ活動</p> <p>2- 街区における自衛民兵業務, 社会秩序安全に関する支出</p> <p>3- 街区の国家機関, ベトナム共産党機関, 政治—社会組織の活動に関する支出</p> <p>4- その他法の規定による支出</p>	<p>1- 発展投資への支出</p> <p>a) 地方が管理する経済—社会インフラストラクチャー建設への投資</p> <p>b) 法律の規定に基づく国営企業, 国家の各経済組織, 財政組織への投資, 補助</p> <p>c) 法律の規定に基づくその他の支出</p> <p>2- 経常支出</p> <p>a) 経済, 教育・訓練, 医療, 社会, 文化通信, 文学芸術, 体育スポーツ, 科学技術, 環境などの事業活動, および地方が管理するその他の事業活動</p> <p>b) 国防, 安全, 社会秩序安全(地方に委譲された部分)</p> <p>c) 地方の国家機関, ベトナム共産党の機関, その他の政治—社会組織の活動</p> <p>d) 法律の規定に基づく地方の政治社会—職業</p>

1997年法, 1999年法				2004年法
省級 (31条)	県 (33条)	町・村 (35条)	街区(1999年法,38条)	地方予算 (33条)
i) その他法に定める支出 2-開発投資への支出 a) 省級機関が管理する経済—社会インフラストラクチャー建設への投資 b) 法の規定に基づく国営企業への投資, 補助 3-この法律の第8条第3項に定められた投資借入の返済 4-財政予備資金補充支出 5-下級機関の予算への補充支出	割当による経済—社会インフラストラクチャー建設投資への支出, 地方市, 省直轄市に対する割当の中では, 各級国立普通学校, 公共福利施設, 電気照明, 水道供給, 市内交通, 交通安全, 都市衛生施設の建設投資への支出任務を担当しなければならない 3-下級予算への補足支出			組織, 社会組織, 社会—職業組織への補助 d) 地方が管理する各対象への社会政策の実施 f) 政府から地方の管理に委譲された国家プログラム g) 国家政策に基づく価格補助 i) その他法律の規定に基づく支出 3-この法律の第8条第3項の規定に基づいた投資の為の動員資金の元利返済 4-省級の財政予備資金への補充支出 5-下級予算への補充支出